

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第7号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、放課後児童支援員資格者の配置及び確保を進め、もって放課後児童健全育成事業の安全な運営を図るため、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（田中美津子）

それでは、議案第7号を御覧ください。

議案第7号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

先に、提案の概要の説明をいたします。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年4月1日から施行され、事業に従事する者及びその員数は、従うべき基準から、参酌すべき基準となります。本町では、児童の安全の確保の観点から、引き続き従事する者及びその員数の変更は行いませんが、平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員資格研修終了予定者を放課後児童支援員とみなす経過措置が終了することに伴い、保育士資格を有する者を確保し、放課後児童支援員資格者の配置及び確保を進め、安全な運営を図るために、令和7年3月31日までの5年間を延長するものといたします。

それでは1枚おめくりいただき、条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

右が改正前、左が改正後となります。

附則の2の、下線部分2カ所でございます。「平成32年3月31日」までの2

カ所を、改正後の「令和7年3月31日」までの2カ所に、改正するものでございます。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第7号 開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。